

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1. 会合の対象とした区域

東区 秋津地区

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	1 経営体
個人	23 経営体

農地の集積面積

133.4ha（区域内の農地面積188ha、集積率70.9％）

4. 今後の地域農業の在り方

農事組合法人秋津営農組合が、ブロックローテーション方式による水稲、小麦、大豆栽培に取組み、栽培技術の高位平準化や地域内のカントリーエレベーター活用により、均一で高品質な産地として高い評価を得ている。

平成28年度の熊本地震により農地や農業用施設に甚大な被害を受け水稲作付が困難となった当地区は、震災からの創造的復興を目指し、秋津営農組合や秋津飯野土地改良区その他関係団体により「秋津地区未来創造プロジェクト会議」を組織し、震災前の原型復旧にとどまらず、農地の大区画化等の創造的復興を目指している。本年度になってようやく水稲作付を再開しており、今後は、営農組合の農業者間での農地集約や園芸団地の形成など土地利用に応じたゾーニング等による効率的な土地利用を図り、収益性の高い農業を地域で進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1．会合の対象とした区域

西区 船津・清田地区

2．会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3．今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	5 経営体
個人	129 経営体

農地の集積面積

57.98ha（区域内の農地面積117.1ha、集積率49.5％）

4．今後の地域農業の在り方

高品質につながる栽培技術の導入や減農薬や肥料適正使用に取り組み、消費者に安心・安全で質の高い農産物の提供を行う。

農家後継者・新規就農者の安定確保及び定着を図り、認定農業者等と同様に中心的担い手として農地集約化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1. 会合の対象とした区域

西区 白浜地区

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	114経営体
----	--------

農地の集積面積

58.88ha（区域内の農地面積91ha、集積率64.7％）

4. 今後の地域農業の在り方

高品質につながる栽培技術の導入や減農薬や肥料適正使用に取り組み、消費者に安心・安全で質の高い農産物の提供を行う。

農家後継者・新規就農者の安定確保及び定着を図り、認定農業者等と同様に中心的担い手として農地の集積・集約化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1. 会合の対象とした区域

南区 宇土開地区

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	4 経営体
個人	23 経営体

農地の集積面積

32.5 ha（区域内の農地面積59.5 ha、集積率54.6%）

4. 今後の地域農業の在り方

当地域は、以前から水稻を中心とした土地利用型農業に施設野菜を組み合わせた複合的な営農が営まれている地域である。今後においても、施設野菜を基本として、担い手農家への農地の集積により水稻栽培が盛んに行われると見込まれる。

平成30年度からの農地基盤整備事業を契機に、農作業の効率化や良好な生産条件を確立し、魅力ある農業経営を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1．会合の対象とした区域

南区 杉上東地区

2．会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3．今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	6 経営体
個人	19 経営体

農地の集積面積

231.4ha（区域内の農地面積343.3ha、集積率67.4％）

4．今後の地域農業の在り方

当地区は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が主体的に営まれている地域であるが、近年、キュウリ、メロン等の施設園芸も盛んになり複合経営にも取り組む農家が多くなってきた。

今後、農産物の高付加価値化のため、6次産業化への取組みを推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項及び人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）2（2）の規定により下記のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月29日

熊本市長 大西 一史

記

1. 会合の対象とした区域

南区 杉上西地区

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）3月23日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	3経営体
個人	26経営体
集落営農（任意組織）	1組織

農地の集積面積

237.2ha（区域内の農地面積407.5ha、集積率58.2％）

4. 今後の地域農業の在り方

当地区は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が主体的に営まれている地域であるが、近年、キュウリ、イチゴ等の施設園芸も盛んになり複合経営にも取り組む農家が多くなってきた。

また、農産物の高付加価値化のため、6次産業化への取組みを推進する。